

中国農村專業合作經濟組織に関する一考察

——その農業共同化機能と制度的課題——

河原 昌一郎

要 旨

中国の農村專業合作經濟組織（以下「專業合作組織」）は、改革開放後、新作物導入等の必要性に対応して、多様な形態で各地に形成され、発展してきた農民組織である。

本稿は、現地事例調査の結果等に基づき、專業合作組織を主として販売方式の観点から分類した上で、その共同化機能と制度的課題を分析し、明らかにしたものである。

專業合作組織は、多くは、農家と仲買業者に農産物取引の場を提供し、補完的な市場を形成するという「市場補完機能」を中心的機能としている。また、加工企業等による農家生産のインテグレーションが專業合作組織形成の重要な要因となっていることも多い。一方で、農家のために生産物の代理販売を行う專業合作組織はまれである。

專業合作組織には、現状では、利害が相反する農家、仲買業者、企業等がともに会員となっている等、協同組合にはなじまない要素を多く含んでいる。專業合作組織を直ちに協同組合として法制化するには困難な事情が多い。

1. 研究の課題と方法

(1) 課題意識

改革開放後、農家請負経営の普及にしたがって人民公社は解体し、中国の農業は極めて多数の零細農家によって担われるようになった。これとともに、中国農業は、個別農家の農業技術水準の低さ、経営の零細性、資材調達・生産物販売能力の不足等の問題に直面することとなり、この克服のために農業組織化を適正に進めていくことが重要な課題とされるようになる。農村專業合作經濟組織（以下「專業合作組織」と略称。）は、こうした状況の中で、新作物導入等の必要性に対応して、多くは農民の自発性によって、多様な形態で各地に形成され、発展してきた組織である。

近年、この專業合作組織が、中国農業の産業化⁽¹⁾ および近代化を促進し、農民所得の向上に

資するものとして、中国政府、関係者の注目を浴びるようになってきている。

第10期全国人民代表大会（全人代）では、2003年10月28日の常務委員会第5回会議において、「農民專業合作經濟組織法」の制定が第10期全人代立法計画に組み入れられ、專業合作組織の法制化に向けた本格的な検討が開始されることとなった⁽²⁾。

また、2004年1号文件⁽³⁾では、「2004年から、中央および地方は専用資金を用意して、農民專業合作組織が行う情報、技術、研修、品質標準および認証、市場販売等の業務を支持する。」（同文件五の（十二））との規定がなされ、政府として專業合作組織を積極的に育成していく姿勢が明確にされた。続く2005年1号文件⁽⁴⁾でも繰り返し「農民專業合作組織の発展を支持する」（同文件六の（二十））ことが明記され、これを受けて農業部からは2005年4月に「農民專業合作組織の発展を

支持および促進することに関する意見」(農経発〔2005〕5号)が出されている。

しかしながら、こうした政府の積極的な姿勢にもかかわらず、專業合作組織の法制化は現在に至るまで実現していない。このことは、專業合作組織の現状には法制化の障害となるような何らかの制度的課題があることを示唆するものであろう。

專業合作組織は、各種の形態はあるものの、一般的には何らかの農業共同化機能を有する農民の共同組織であると考えられている。そして、その法制化は協同組合制度としての整備を念頭において検討が進められている。それでは、具体的に、專業合作組織はどのような農業共同化機能を有し、それをどのような形で実現しているのだろうか。また、その中で何が協同組合法制への制度的課題となっているのだろうか。

本稿では、主としてこうした課題意識の下に研究を進めることとする。なお、これらの分析を的確に進めるためには、農業共同化機能については主として農業生産組織論の観点から、制度的課題については協同組合論または企業形態論の観点からの研究を行うこととする。

(2) 專業合作組織に関する研究の現状

專業合作組織の研究については、我が国では、呉立山〔4〕、黒河〔11〕、黒河ほか〔12〕、太田原ほか〔18〕、青柳〔1〕等がある。このうち、呉立山〔4〕は、山東省諸城市の野菜協会の事例を分析し、零細経営の多い中国農業では組織化が不可避であること等を明らかにした。黒河〔11〕は、山東省および広東省における事例から、主として農業の産業化において合作組織がどのような位置付けを占めることとなるのかを分析し、また、黒河ほか〔12〕では、江蘇省高郵市を対象として、農業合作社の展開過程を整理した上で、組織化のリーダーシップによる分類を行い、その性格を明らかにしている。太田原ほか〔18〕は、黒竜江省、山東省、陝西省および山西省の專業合作組織について、中国で日本の農協のような組織の成立は可能なのかという問題意識を背景にして調査した報告書であり、各地の專業合作組織の事例がまとめられている。青柳〔1、第13章〕は、山西省の事例を分析、紹介した上で、專業合作組

織の展開には地方政府幹部のリーダーシップの存在と投資資金の調達が条件となっていることを指摘し、農村合作基金会の役割に言及する。

これらの研究は、それぞれが事例を基にして專業合作組織の事業、組織の内容を整理、分析しており、專業合作組織の現状と動向を把握する上で有益なものである。ただし、いずれにおいても、專業合作組織の農業共同化機能とその性格という観点からの分析はなされておらず、制度的課題についても検討や言及はなされていない。

一方、中国では、專業合作組織について、主として農村経済の振興という観点から多数の論文が発表されている。たとえば、苑鵬〔26〕は專業合作組織が中国農村の市場化の過程で健全に発展していくためには政府の適正な関与が不可欠であることを論述したものである。李瑞芬〔15〕は專業合作組織の現況と課題を整理し、今後の発展方策を模索している。楊惠芳〔23〕および尤慶国ほか〔24〕は、專業合作組織が農民収入の増加、技術の普及等に寄与しているものの、運営方法が規範化されていない等の問題があることを指摘し、その解決のあり方を提示している。孔祥智ほか〔10〕は23省(直轄市、自治区)の176の專業合作組織を調査し、組織の責任者、登記、業務・組織運営等の状況を整理した上で、管理運営が無規範であること、政府の支持が專業合作組織の推進には不可欠であること等を明らかにしている。このように、中国での論文は、そのほとんどが、專業合作組織が農業農村の発展のために有益であるということをもとに前提としつつ、その課題を析出して具体的な育成策を論じるというものとなっており、專業合作組織の農業共同化機能の性格や実態が直接論じられることはない。また、上記論文では、專業合作組織の法制化は、課題の解決策または育成策の1つとして提示されるが、その制度的課題については言及されていない。

中国で、專業合作組織の法制化の問題を直接論じたものとしては、陳莉〔2〕、周建華ほか〔31〕、徐旭初〔21〕等がある。このうち、陳莉〔2〕および周建華ほか〔31〕は、專業合作組織の法制化は、社員資格、所有権帰属、運営方法等で專業合作組織間の差異が大きく、1つの法律で規制するには困難があるという一般的な議論にとどまって

いる。徐旭初〔21〕は、法制化に当たっての論点を整理しているが、やはり立法政策論的な一般的な指摘にとどまっており、農業共同化機能の現実を踏まえて法制化の具体的な問題はどこにあるかということ論じたものではない。

以上のとおり、中国においても上記の課題意識に即したような論文は見当たらない。

(3) 課題の設定

本稿では、專業合作社に関する上記の課題意識の下に、先行研究の内容を踏まえつつ、次のとおり研究課題を設定する。

ア 專業合作組織の現状、位置付け等をあらためて整理すること。

イ 農業共同化機能の分析等に適したものとなるよう專業合作組織を分類すること。

ウ 上記分類に即して、專業合作組織がどのような農業共同化機能を有し、どのような方式でその機能を実現しているかを明らかにすること。

エ 農業共同化機能を実現するための具体的な方式を踏まえ、その中で何が協同組合としての法制化のための制度的課題となっているのかを明らかにすること。

(4) 研究の方法

上記研究課題のアについては既存資料および先行研究に基づく整理を行うこととし、その上で、イからエまでの研究課題について事例調査の結果

を基にした分析、研究を行うこととする。

事例調査は2005年および2006年において、調査順に四川省、江蘇省、黒竜江省、湖南省および浙江省で実施した⁽⁵⁾。調査実施時期は、四川省および江蘇省は2004年10月5日から23日まで、黒竜江省および湖南省は2005年7月16日から8月1日まで、浙江省は同年11月20日から25日までである。

調査を実施した專業合作組織の一覧は第1表に掲げるとおりである。現地での調査は主として現地訪問、座談会等での聞き取りの方法により行った。

なお、調査組織の選定は、基本的に各地方政府の紹介によるものであって、こちらから何らかの基準で指定したものではなく、いわば偶然的なものである。したがって、上記研究課題のイからエまでの研究は、第1表の11個の事例の調査結果に基づく限定された範囲内での研究であり、この結果をもって直ちに中国の專業合作組織一般を考えるようなことはできない。

注(1) 農業の産業化については、明確な定義があるわけではなく、その概念には諸説がある（冷曉明ほか〔13, p.14〕）が、市場化に対応して農業の生産性の向上や農産物の加工・流通を通じた付加価値の増加を図り、農業とその関連産業を一体として産業的に発展させることというように一般には理解されている。

(2) 2003年10月30日「農民日報」

(3) 中共中央から発出された文書で、1号文件として発出されるのは1986年以来18年ぶりのもの。2004年1号文件は「中共中央 國務院 農民収入の増加を促進

第1表 調査組織一覧

事例番号	組織名	所在地
1	D S 優質稻種子協会	四川省自貢市富順県
2	D Z 野菜協会	四川省自貢市榮県
3	F S トウガラシ協会	四川省自貢市富順県
4	H A 白菊專業合作連合社	浙江省嘉興市桐郷市
5	H L 養鶏合作社	湖南省常德市桃源県
6	J Y 食糧行業協会	江蘇省泰州市姜堰市
7	S J 瓜菜協会	黒竜江省佳木斯市樺川県
8	T W 農優瓜菜科技協会	黒竜江省佳木斯市樺川県
9	Y L 緑色耕種水稻協会	黒竜江省佳木斯市樺川県
10	Y S 果業合作社	四川省自貢市榮県
11	Z S 柑橘協会	湖南省常德市石門県

資料：筆者作成。

することに關する若干の政策的意見」という題名が付けられている。

- (4) 2005年1号文件の題名は、「中共中央 國務院 農村工作をさらに強化して農業総合生産能力を高めることに關する若干の政策的意見」である。
- (5) このうち、四川省、江蘇省、黒竜江省および湖南省の4省については、独立行政法人国際農林水産業研究センター（JIRCAS）の実施する日中共同研究プロジェクト「中国食料の生産・市場の変動に対応する安定供給システムの開発」の一環として実施したものである。

2. 專業合作組織の現状、位置付け等

(1) 形成経緯

中国農村の基層組織として位置付けられるものには、村民委員会等の基層政権性組織、共青団等の群集団体組織等、各種のものがあり、分類基準によって類型も異なるが、專業合作組織が農村基層組織のうちの農村合作經濟組織の1つに分類されることは異存のないところであろう。

農村合作經濟組織の考え方にも種々のものがあるが、農家經營の共同化に關係のある農村合作經濟組織としては、基本的には、農村社区合作經濟組織、農村供銷（きょうしょう）合作社、農村信用合作社および專業合作組織の4つが挙げられよう⁽¹⁾。

このうち、農村社区合作經濟組織は、人民公社解体後に集団財産の散逸防止や管理等を目的として設立されるようになったものであり、集団經濟組織とも言われる。郷鎮、村、村民小組の多くが農村社区合作經濟組織を設置しているが、現実的には郷鎮政府、村民委員会等の經濟部門担当組織として郷鎮政府、村民委員会等と一体的に運営されていることも多い。

農村供銷合作社および農村信用合作社は、ともに人民公社期以前から存在する組織であるが、長らく社会主義計画經濟を実施するための一公的機關として運営され、農家の協同組合としての実態はなかった。このため、現在、協同組合としての性格の回復や事業の効率化に向けた組織改革が進められているが、農家との關係は依然として疎遠であり、組織運営面等での課題は多い。

これらに比して、專業合作組織の設立は、改革

開放後、農家經營請負制に基づき各農家で個別に農業經營を行うようになり、意欲ある農家は新作物の生産にも取り組むようになったことを背景としている。改革開放以前は農産物の生産は人民公社が統一的に行い、農産物流通も統一買付統一販売⁽²⁾が基本とされ、農作物の生産の自由は十分に認められていなかった⁽³⁾。改革開放政策の実施とともに、農作物の生産流通に關する規制が緩和され、一部の農家は新しい商品作物の生産を始めるようになった。ただし、新作物の生産に關する農家の技術等は不十分で、情報収集にも困難が多かった⁽⁴⁾。專業合作組織は、主としてこれらの問題を克服するために組織されるようになったものである。

したがって、專業合作組織は、行政と一体となっていることが多い農村社区合作經濟組織や、人民公社期以前から存在している農村供銷合作社および農村信用合作社とは異なり、改革開放後の農家生産または經營を補完し發展させるために主として農家の側の必要性から生じてきたものと言うことができよう。

以上の経緯から、初期の專業合作組織では、主として技術交流を目的とした專業技術協會の形態をとることが多かった。最初の農民專業技術協會は、1970年代末に設立された安徽省天長県の農民科學種田技術協會であるとされる⁽⁵⁾。また、1980年には四川省で最初の農民專業技術協會である成都市郫县養蜂協會が成立している⁽⁶⁾。農民專業技術協會は、各地で多数設立されるようになり、その中から徐々に情報収集、資金、農業資材、販売等のサービスを一体的に行う組織も現れるようになった。

また、專業合作組織は、供銷合作社の支援唱導によるもの、郷鎮農業部門の指導によるもの、専門大規模農家の発意によるもの、竜頭企業⁽⁷⁾によって組織されたもの等、いろいろな経緯で設立され、農家に対して多様なサービスを提供するようになっている。

專業合作組織の形態または名称には、專業技術協會、專業協會、專業合作社等の各種のものがあるが、有機農産物等を含めた新たな特定作物の生産販売のために、農家に対して品種・技術の導入、農業資材の提供、販路の確保等のサービス業務を

行うという面では基本的に共通している。

2004年現在、中国の專業合作組織数は約15万であり、專業合作組織への参加者数は2363万人で全国農家総数の9.8%を占めている。專業合作組織のうち、耕種農業の生産経営に関するものが40%、畜産養殖業に関するものが27%、加工運輸業に関するものが18%、その他が15%である⁽⁸⁾。

(2) 基本的概念

專業合作組織の一般的な定義は従来なされていなかったが、2004年に浙江省で制定公布された中国で初めての專業合作組織に関する条例（浙江省農民專業合作社条例。以下「浙江省合作社条例」と略称。）の第3条には「農民專業合作社」に関する定義規定が置かれており、また、2005年に農業部から発出された「農民專業合作組織の発展を支持し促進することに関する意見」（農経発〔2005〕5号。以下「農業部合作組織意見」と略称。）では專業合作組織が満たすべき基本的条件が記述されているので、それらによって專業合作組織の基本的概念を明らかにしておくこととしたい。

浙江省合作社条例第3条の規定は次のとおりである。

「本条例において農民專業合作社とは、農家請負経営を基礎として、同種または関連農産物の生産経営者が、自主加入、自由脱退、民主管理、利益返還の原則に基づき、定款にしたがって共同生産、経営、サービス業務を行う互助性の經濟組織をいう。」

また、農業部合作組織意見の記述は次のとおりである。

「農民專業合作組織の発展のために備えるべき基本条件は、法にしたがって家庭請負経営権を享有する農家を主体とすること、民主的管理体制を創設すること、成員が自主的に制定した定款を有すること、自主加入、自由脱退、民主管理、利益返還の原則にしたがうこと、法にしたがって定款の規定する範囲内で農業生産経営およびサービス業務を行うことである。上述の条件に符合するものはすべて政策上の奨励および支持が与えられるべきである。」

浙江省合作社条例は、「農民專業合作社」を対

象としたもので、專業合作組織一般を対象としたものではないが、「農民專業合作社」は專業合作組織の一形態であることから、專業合作組織として備えるべき条件は共通している。

上記の規定または記述から、專業合作組織の基本的概念は次の3点に整理できるものとする。

①農家経営請負制に基づく農家経営を基礎とし、農家を主体とする組織であること。

浙江省合作社条例および農業部合作組織意見でともに明記されているとおり、專業合作組織は農家経営請負制に基づく農家経営が前提とされている。すなわち、個々の農家による農業経営の存在を基礎として、当該農業経営の向上を主たる目的として設立される。專業合作組織への加入等によって、農家経営請負制に基づく農家の地位が変化することはない。他の農村合作經濟組織は、たとえば農村信用合作社であれば、かつては統一経営の主体である人民公社や生産隊を貸付対象としていたものであり、必ずしも農家経営請負制に基づく農家経営を前提とした組織ではない。

②特定種類の農産物の生産経営に関することを共同化の対象とした組織であること。

專業合作組織は、たとえば野菜、果樹等の新規農産物の導入や、有機農産物の生産等のため、特定種類の農産物を対象として設立される。浙江省合作社条例では、「同種または関連農産物の生産経営者」が專業合作組織を設立するものとして、この趣旨を明確にしている。農業部合作組織意見では、このことを直接規定した文言はないが、同意見の他の箇所でも述べられている專業合作組織が「本專業の範囲内で共同および連合を進めることができる」との文言は、專業合作組織が特定分野の組織であることを前提としたものである。專業合作組織が特定種類の農産物の導入、生産、販売等に関する共同業務を行うことは、その成立の経緯から見ても、專業合作組織の最も本来的な目的であると言える。農村供銷合作社等の他の農村合作經濟組織は、農産物の種類を問うことなく一定の業務を行うことを目的としているが、專業合作組織は特定種類の農産物を対象とした組織であるという点で他の農村合作經濟組織とは異なる。

③原則として協同組合原則にしたがった運営がなされる組織であること。

專業合作組織の運営については、浙江合作社条例および農業部合作組織意見はともに「自主加入、自由脱退、民主管理、利益返還の原則」にしたがった運営がなされるべきことを規定しているが、これらの原則は協同組合原則を想定したものと考えてよいであろう。ただし、民主管理や利益返還について、具体的にどこまで協同組合原則が貫徹されるのかについては、必ずしも明らかではない。たとえば、浙江合作社条例では、民主管理について、大会での決議は一人一票だけではなく、取引額と株金額とを結合させて一人多票等の方式をとることを認めている（同条例第17条）。また、利益返還についても、取引額に応じた分配を基本とするのではなく、取引額と株金額を結合させて分配することとしている（同条例第18条）。農業部合作組織意見では、一人一票制については具体的に触れられておらず、利益返還については「利用返還原則にしたがって」行うと規定されているが、具体的方法についての記述はない。このように、專業合作組織の運営は、協同組合原則にしたがってなされることが基本として考えられているが、現実の運用には様々なものがあり得ることに留意が必要である。なお、農村社区合作經濟組織は地区内の住民は当然に成員になるという地区性の組織であって協同組合組織ではない。農村供銷合作社および農村信用合作社は、現在、協同組合的要素を強める方向での組織改革がなされているが、組織設立以来の歴史的経緯もあって、集団有組織としての性格⁽⁹⁾が払拭されないなどの課題を残している。

（3）組織形式・名称

專業合作組織の組織形式・名称については、農業部合作組織意見では「多種形式發展の原則を堅持する」とされ、特に組織形式や名称の統一化に向けた指導はなされておらず、現状では農業技術協會、專業研究会、經營販売協會、農産物行業協會、專業合作社等の多様なものがある。ただし、このうち專業合作社以外の協會または研究会は專業協會としてまとめられ、專業合作組織の組織形

式は專業協會と專業合作社の2つとして論ぜられることが一般的である。なお、農産物行業協會を專業協會として一本化せず、專業合作協會、農産物行業協會および專業合作社の三者を專業合作組織とする見解⁽¹⁰⁾もあるが、村、郷鎮レベルでの農産物行業協會⁽¹¹⁾の実態は他の專業協會とほぼ同様であり、区別する実益もほとんどないと考えられることから、專業協會に含めて差し支えないと考える。

專業合作社と專業協會の違いは、一般的には經濟事業を実施する經濟主体であるか、そうでないかの違いである。1991年に供銷合作社主導による專業合作組織の創出を進めるため、商業部から「專業合作社モデル章程（試行）」（以下「合作社章程」と略称。）および「專業協會モデル章程（試行）」（以下「協會章程」と略称。）が発出されているが、それぞれの規定は次のとおりとなっている。

合作社章程第2条

「本社は、同種類の商品生産に従事する農家が主体となり、自主互利の原則に基づき、供銷合作社の支援のもとに、經濟区域にしたがって設立した專業性の合作經濟組織である。」

協會章程第2条

「本会は、同種類の商品生産に従事する農家が主体となり、國務院關係文件の精神および自主互助の原則に基づき、供銷合作社の支援のもとに設立した群衆性社團組織である。」

以上のとおり、「同種類の商品生産に従事する農家」が設立の主体となることについては、両章程とも共通しているが、合作社章程では經濟事業を行う合作經濟組織であると明記されているのに対して、協會章程では經濟事業を行うことを必要としない社團組織であるとされている。合作社章程で「自主互利」とされている表現が協會章程では「自主互助」とされているのも、協會の活動が必ずしも經濟的利益に結びつくものでないことを想定したものであろう。

專業合作社と專業協會とは、具体的に法的取扱い面では、法人登記のありようが異なる⁽¹²⁾。一般的に言えば、專業合作社は經營活動に従事するものとして工商部門に申請して登記し、企業法人となる（民法通則第41条）。一方、專業協會は主

として内部のサービス活動に従事するものとして民生部門への申請となり、社団法人として登記される（民法通則第50条）。

ただし、現実的には両者の境界はあいまいであって、專業協會であっても經濟活動を行っているものや、專業合作社であっても情報提供等のサービス業務を中心としているものもある。また、法人登記を工商部門にするか民政部門にするかは行政の指導や設立者の考えによっても異なってくる。したがって、專業合作社または專業協會という名称または形式のみで業務の内容や組織の性格を一律に判断することは適当ではない。

（4）位置付け

これまでの記述をもとに、專業合作組織を他の農村合作經濟組織と比較してその位置付けを整理すれば第2表のとおりとなる。同表で示した各項目の内容を簡潔に説明すれば次のとおりである。なお、これらの各項目は、專業合作組織の企業形態、機能・地縁性等に関する特色を明確にする観点から適切と考えられるものを示したものである。

設立時期・・・專業合作組織は改革開放後、農家請負經營の普及および農産物の生産流通等に対する規制の緩和とともに生じてきた新しい組織である。

農家主体性・・・專業合作組織は農家の加入脱退が原則として自由であり、農家主体性が比較的強い組織であると言えよう。ただし、前述したとおり、郷鎮農業部門の指導等によって設立されることも多く、主体性の程度は多様である。農村社区合作經濟組織は、農家の意思にかかわらず地区

内の農家は必然的に成員となるので農家の主体性は乏しい。農村供銷合作社および農村信用合作社における農家の主体性は、改善に向けた努力がなされているものの、まだ限られたものである。

市場対応性・・・專業合作組織は特定農産物の生産販売に関する市場情報の提供等を目的に設立されることが多く、市場対応性の強い組織である。農村社区合作經濟組織は、主たる目的が集団有資産の保全管理である。農村供銷合作社は市場対応に向けた努力がなされているが不十分である。農村信用合作社は市場需要の強い農産物の生産等に的確な融資がなされるような体制にはなっていない。

専門性・・・專業合作組織の多くは新規作物の導入や有機農産物の生産に関する業務を行っており、専門性・技術性を強く有している。農村社区合作經濟組織、農村供銷合作社および農村信用合作社の行う業務は、特定種類の農産物に限定されず品目横断的であり、専門性は強くない。

共同性・・・專業合作組織は、現実の程度にはばらつきがあるものの、何らかの形で個々の農家經營の共同化に関する業務が行われているので、他の農村合作經濟組織よりは強い共同性を有した組織である。農村社区合作經濟組織は、個々の農家經營の支援的活動を行うことが期待されているものの、その多くは財政面での問題等から十分な活動を行っていない。農村供銷合作社および農村信用合作社は、協同組合制の回復に向けた取組がなされているが、十分に成功していない。

地区性・・・專業合作組織は一般的には特定種類の農産物の生産に着目した組織であって特定の地区に限定されない。農村社区合作經濟組織は郷

第2表 專業合作組織の位置付け

	專業合作組織	農村社区合作經濟組織	農村供銷合作社	農村信用合作社
設立時期	新（改革開放後）	新（改革開放後）	旧（改革開放前）	旧（改革開放前）
農家主体性	強	弱	中	中
市場対応性	強	弱	中	弱
専門性	強	弱	弱	弱
共同性	強	弱	中	中
地区性	弱	強	中	中
組織形式・名称	多様	多様	単一	単一

資料：筆者作成。

注。強、中、弱の判断は、各組織の比較による相対的なものである。

鎮、村等を区域とする強制加入の地区性組織である。農村供銷社および農村信用合作社は概ね郷鎮ごとに設立されているが、現在では加入は自由とされている。

組織形式・名称・・・前述のとおり、專業合作組織の組織形式・名称は多様である。農村社区合作經濟組織は、当該地区が置かれた經濟・社会的条件等によって組織形式・名称や業務内容は様々である。農村供銷合作社および農村信用合作社の組織形式・名称は単一である。

以上のとおり、專業合作組織は、他の農村合作經濟組織との比較の観点からすれば、農家が主体となって市場対応のために農家經營の共同化を目的として設立され、専門性が強く特定地区に限定されない機能的組織であるということができよう。また、市場化に対応して各地の事情に即しながら生じた新しいタイプの組織であるため、現在では多様な組織形式・名称のものがある。

注(1) たとえば趙凱〔29, p.73〕は、新型農業經濟合作組織（農業産業化經營公司、專業性合作經濟組織および社区合作經濟組織）および伝統農業經濟合作組織（供銷合作社および信用合作社）を農業經濟合作組織として掲げる。このうち、農業産業化經營公司是、農家經營に經濟的に資する組織であっても、農家經營の共同化を直接の目的とはしておらず、農家經營の共同化のための組織とは言えない。同様に、張宝華ほか〔27, p.58〕は、農村合作組織として社区合作經濟組織、供銷合作社、信用合作社および農村專業合作組織のほか株式合作制企業を掲げるが、農家經營の共同化のための組織という観点からは株式合作制企業を含めることは適當ではない。

(2) 農産物の安定的供給等の確保を図るため、農産物の流通販売を国家が国営商業機關等を通じて統一的に運営管理する制度。1953年10月に食糧および油糧に対して適用され、翌年は綿布にも拡大された。

(3) 1978年以前において、統一買付または割当買付を行っていた農副産物（食糧、綿花等の主要農作物以外の農作物の総称）は、全ての農副産物の買付価格の80%を占めていた（闫克慶主編〔22, p.55〕）。

(4) 農業普及体制は当時はほとんど未整備であった。1990年代以降、省、県等のレベルで農業技術普及センターの設立が進められるようになるが、普及組織の充実の程度は現在でも地域差が大きく、十分に機能していない地域も多い。

(5) 趙凱〔29, p.69〕

(6) 中共四川省委〔30, p.60〕

(7) 農家が生産する農産物の加工販売等の事業を行い、当該地区の農村經濟の發展に寄与していると認められる企業。農村經濟發展のリーダー〔竜頭〕的役割を果たすことからこのように呼ばれる。

(8) 農産品市場週刊2005年26期。ただし、專業合作組織の定義や集計方法等は明らかでない。

(9) 農村信用社の集団有組織としての性格については、拙著〔8〕を参照。

(10) 張宝華ほか〔27, p.57〕

(11) 国、省レベルの農産物行業協會は、行政的に設立され、輸出農産物について輸入国からダンピング税等が課せられた際に対応する等の役割を果たしている（陳昭玖ほか〔3〕）。これらは專業合作組織の概念に含まれるものではなく、農家の生産經營に関する共同化業務を直接に実施している村、郷鎮、県レベルの農産物行業協會と同列に扱うことはできない。

(12) 專業合作社と專業協會の法人登記のあり方については、たとえば四川省では2003年に「川委弁〔2003〕19号文件」が公布され、專業合作組織の形式および業務内容にしたがって工商部門または民政部門に申請登記すべきことが規定されている（中共四川省委〔30, p.69〕）。ただし、現実には法人登記を行わず、法人格のない專業合作組織も少なくない。

3. 專業合作組織の分類

專業合作組織は、個々の農家經營における特定の農産物の生産販売に関して、何らかの共同化を行うために設立される組織である。したがって、專業合作組織の分析のためには、その共同化がどのような方式でどのような要因のもとに実施されているのかを見ていく必要がある。

ところで、現在中国で行われている專業合作組織の分類方法には、設立主導者による分類、業務内容による分類等があるが、これらは必ずしも共同化の内容等に関する分析に適したものではない。

まず、設立主導者による分類では、民間自発発生型、政府牽引型、職能部門牽引型、社区組織牽引型および農村經濟實體牽引型の5つに分類される⁽¹⁾。民間自発発生型は技術熟練者や專業農家が、政府牽引型は県または郷鎮政府が、職能部門牽引型は農業技術普及所等が、社区組織牽引型は郷鎮または村の社区組織が、農村經濟實體牽引型は各種企業がそれぞれ發起人または主導者となって設立するものである。この分類は、組織が農家

の自主性によるものか、政府の影響下にあるものか、企業によるインテグレーションに対応したのかということ等に関して、組織の運営実態を把握する上では有効な面があるが、農家経営にとっての共同化の要因等を分析するのに適したものではない。

次に、業務内容による分類では、技術普及交流型、生産供給販売型および生産加工販売型の3つに分類される⁽²⁾。技術普及交流型は、新技術の導入応用等に関する情報の提供または交換を主目的としたものである。生産供給販売型は、生産資材の供給や生産物の販売に関する業務を行うものである。生産加工販売型は、主として竜頭企業を中心に生産、加工、販売に関する業務を行うものである。この分類は、專業合作組織は農家経営のどの過程での共同化を行うものであるかを知る上で有益であるが、共同化の経済的な要因またはメリットについては何の情報ももたらすものではない。また、生産加工販売型は、竜頭企業によって農家生産がインテグレートされた形態を基本的に想定しており、ここでの加工販売は主として竜頭企業による加工販売であって、必ずしも農家の共同化による加工販売事業が行われているというわけではない。農家は一般的に竜頭企業に生産物を販売するにとどまる。生産加工販売型は、專業合作組織の発展が農業産業化のための重要な手段とされ⁽³⁾、「公司＋農家」を基本的モデルの1つと考える農業産業化の考え方に影響されたものである。

このほか、出資型と非出資型に分ける出資の有無に応じた分類⁽⁴⁾や、耕種業型、養殖業型等に分ける対象業種に応じた分類⁽⁵⁾もあるが、これらはいずれも共同化の本質的内容に関するもので

はない。

そこで、本稿では、筆者が2004年および05年に実施した專業合作組織の事例調査の結果を踏まえ、第3表に示すとおり分類を行うこととした。

この分類では、まず上記の業務内容による分類を参考としつつ、專業合作組織を大きく情報型と販売型とに分類した。業務内容の分類のうち、生産加工販売型については、農家経営の観点からすれば一般的に竜頭企業に生産物を販売するにとどまることは上記のとおりであるが、いずれにしても、專業合作組織が技術情報等に関するサービス業務のみを行い農家の生産物の販売に関する業務は行わない型（情報型）と販売に関する業務を行う型（販売型）とに概ね2分されるとして差し支えないものとする。なお、販売型では、情報、種苗、肥料等の提供、供給等に関する業務が、生産物の均一化、販売促進等の必要に応じて多様な形で実施されていることが通常である。

その上で、販売型については、專業合作組織の販売方式については我が国にない独自のものがあり、またそれらが專業合作組織の性格を規定する大きな要因となっていると考えられることから、販売の方式に応じ、相対型、買取型および代理型の3つの類型に細分化することとした。

相対型とは、專業合作組織は農家の農産物の販売に関して経済的行為は行わず、販売業者の紹介等、相対での農産物売買の取引の場の提供を行う方式をとる類型である。

買取型は、專業合作組織または傘下企業等が、農家が生産した農産物を買取り、加工販売を行う方式をとる類型である。

代理型は、專業合作組織が農家から農産物を集

第3表 專業合作組織の分類と事例

分類		該当事例番号	代表的事例
情報型		(專業技術協会)	-
販売型	相対型	2, 7, 10, 11	2 (D Z 野菜協会) 10 (Y S 果業合作社)
	買取型	1, 3, 4, 6, 8, 9	4 (H A 白菊專業合作連合社) 9 (Y L 綠色耕種水稻協会)
	代理型	5	5 (H L 養鷄合作社)

資料：筆者作成。

注. 数字は第1表の事例番号である。

荷して、農家を代理して一括して販売する方式をとる類型である。

これらの販売の方式は、上記事例調査の結果に基づき分類したものであり、第3表にその該当事例とともに代表的と考えられる事例を掲げた。ただし、これらの方式にも現実には無数のバリエーションがあり、また、これらの方式に該当しない方式もあり得ることはもちろんである。たとえば、数戸の農家が生産物を一括して共同で販売し、販売後に代金を清算するという共同販売方式が考えられる。しかしながら、この共同販売方式は、中国農村では現実的に成立しにくいことが指摘されており⁽⁶⁾、筆者の行った調査でも共同販売方式をとっている事例はなかった。なお、代理型は、この共同販売方式を発展させ、販売の受託者や清算業務を専業合作組織に一元化したものである。共同販売方式が成立しにくい中国農村の実態からすれば、代理型も例外的な存在にとどまるのではないかと考えられる。

注(1) 趙凱 [29, p.80]。中共四川省委 [30, p.60～64] もほぼ同趣旨であるが、民間自発生型を科学技術協会主導形成型とするなど表現方法等に違いがある。また黒川ほか [12] では、組織化の主体に即して、農村加工企業主導による「特約組合理型」、農民出身の小商人による「農民經紀人主導型」、従来の農業技術普及センターが核になった「技術指導組織発展型」、小規模ながら農民自身によって設立された「農民主導型」に分類する。このうち、「特約組合理型」および「農民經紀人主導型」は農村経済実体牽引型に、「技術指導組織発展型」は職能部門牽引型に、「農民主導型」は民間自発生型に相当しよう。

(2) 中共四川省委 [30, p.64～65] では、業務と運営方式とを合わせて1つの分類方法とし、本文に示した業務の3類型のほか、経済実体・公司運営型および股份合作型の2類型を加えて5類型としているが、ここでは運営方式のものは除外した。趙凱 [29, p.81] では、技術型、物資供給型、資金型、販売型および総合型の5類型を示しているが、資金供給だけを行うような専業合作組織は考えにくく、現実の分類としては、中共四川省委 [30] のほうが適当であろう。なお、趙凱 [29, p.83] では専業合作社の類型として、供給販売型、加工型およびサービス型の3類型を示しているが、これは中共四川省委 [30] の分類の考え方とほぼ同じである。

(3) たとえば李瑞芬 [15, p.13]。

(4) 趙凱 [29, p.81]

(5) 中共四川省委 [30, p.65～66]

(6) たとえば今村ほか [7, p.138～139] では、共同販売を阻む要因として、「共同販売の運営について不透明な経理が行われるのではないかと心配する」農家心理等の問題を指摘している。

4. 専業合作組織の農業共同化機能

(1) 分析の視点

農業共同化は独立した個別農家の農業経営を前提として、農業経営の全部または一部の共同化を行うものであり、流通過程の共同化と生産過程の共同化とが考えられる⁽¹⁾。流通過程の共同化は販売、購買、金融、情報等に関する共同化であり、生産過程の共同化は労働、機械、土地等の生産手段または生産要素に関する共同化である。日本では流通過程の共同化は基本的に農協によって担われ、生産過程の共同化は地域の実情に応じて各種の農業生産組織によって実施されていると見てよいだろう。

中国の専業合作組織は一般的には特定作物の流通過程の共同化に関する業務を実施するものであり、生産過程の共同化に関する機能は有していない⁽²⁾。このため、専業合作組織の農業共同化に関する分析は、流通過程のどの分野においてどのような共同化がなされ、それがどのような機能を有しているのかを分析するということになる。

流通過程の分野のうち、専業合作組織が主たる共同化の対象としているものは販売である。このことは、新規作物等の導入生産は、計画経済の時期とは異なり、市場での販売を目的としており、農家にとって販路の確保が最も重大な課題となるということからもうなずけよう。このため、専業合作組織では情報交換等の業務にとどまらないものは販売に関する業務を実施し、また、販売に関する業務を実施する専業合作社は販売の方式によって3つに類型化されたことは前述したとおりである。

本節では、こうしたことを踏まえ、相対型、買取型および代理型の3類型について、第3表に掲げた代表的事例によって、その具体的な実態を明らかにするとともに、それぞれの類型が有する農業共同化の機能に関する分析を行うこととした。なお、情報型については、調査を行った事例

がなく、また販売に関する業務を行っていないため、上記3類型との比較もできないことから、ここでの分析は行わない。

農業共同化の機能に関して、和田〔19〕は、組織の形成要因として、規模の経済、外部効果（生産活動の外部効果を内部化すること）および市場補完（市場が不十分なため組織によって市場を代替し、または形成すること）の3つの経済的要因を提示している。これらの要因は、組織の形成要因であると同時に、農業共同化が現実の農家経営において果している経済的な機能を説明するものでもある。また、これらの要因を明らかにすることによって、專業合作組織を通じた農業共同化の性格や特色をより明確にすることができる。そこで、農業共同化の機能については、この3つの経済的要因を主たる視点とした分析を行うこととする。

(2) 相対型の事例分析

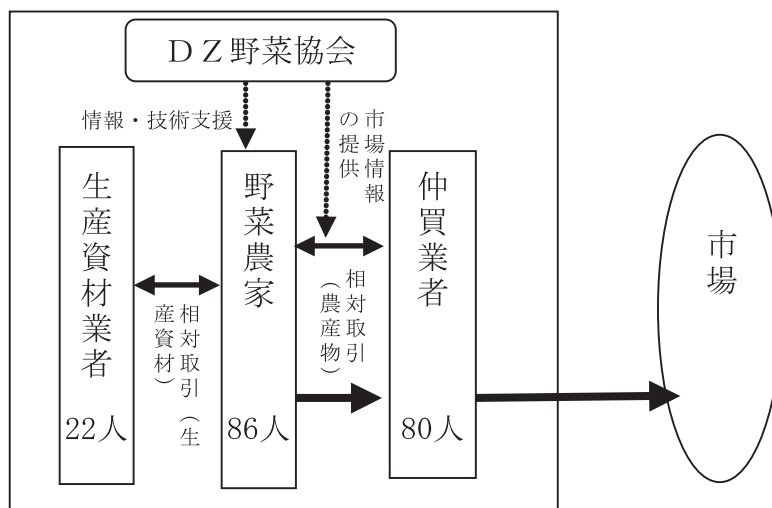
1) D Z 野菜協会

四川省自貢市榮県のD Z 野菜協会は優良野菜の生産販売に関する業務を目的とした專業合作組織である。同協会には、野菜生産農家 86 人のほか、生産資材業者 22 人および仲買業者 80 人が会員として加入している。野菜生産農家の会員資格として、野菜生産の一定以上の水準を保つために、3

ムー以上の野菜栽培面積があることが要求される。会費は必要ではない。

同協会における野菜販売の方式は第1図のとおりである。野菜農家は、会員である生産資材業者から相対取引で生産資材を購入し、同協会から一定の技術的支援を受けて生産した野菜を同じく会員である仲買業者に相対取引で販売する。同協会は、ともに会員である野菜農家と仲買業者に対して取引の場を提供し、現実の取引の際には公正な価格での取引がなされるよう野菜に関する市場情報の提供を行う。同協会の行う業務はこのように場と情報の提供だけであって、自ら何らかの取引主体となって経済的行為を行うことはない。野菜栽培の技術的支援については、会員である野菜農家には3人の農芸師がおり、その3人が指導に当たっているという。仲買業者は野菜農家から相対取引で仕入れた野菜を近隣の市場や自らの販売ルートを通じて売却することとなるが、野菜価格の変動による売却の損益は当然仲買業者に帰属する。

以上により、同協会が果している農業共同化機能は基本的に市場補完であるということができよう。市場流通制度が未整備なため、野菜農家が市場に直接アクセスすることは容易ではない。このため、協会の会員として仲買業者も含め、協会の中で一種の補完的市場を形成するのである。



第1図 D Z 野菜協会の例（相対型）

資料：聞き取りにより筆者作成。以下第2～5図で同じ。

注. ———→ 農作物の流れ。以下第2～5図で同じ。

また、取引は野菜農家と仲買業者の相対で行われるため、一般的には取引情報をより多く有している仲買業者のほうが取引に有利である。同協会から取引に際してなされる市場情報の提供は、こうした情報格差を縮小させる役割がある。市場情報の提供は、市場が未整備なことによる商品・流通情報の不足を補うという市場補完的な役割を有しているのである。

ただし、本来的には、市場流通制度が十分に発達して市場へのアクセスが容易となり適切な市場情報の収集が可能になれば、野菜農家の取引費用の負担は軽減されるため、野菜農家は自ら市場にアクセスするようになると考えられ、その際には仲買業者は必要でなくなる。仲買業者が必要なこうした方式は、現在では市場制度が未発達のために生じている現象であるということにも留意しておく必要がある。

農業共同化の他の要因である規模の経済および外部効果は、同協会では特に認められない。

2) Y S果業合作社

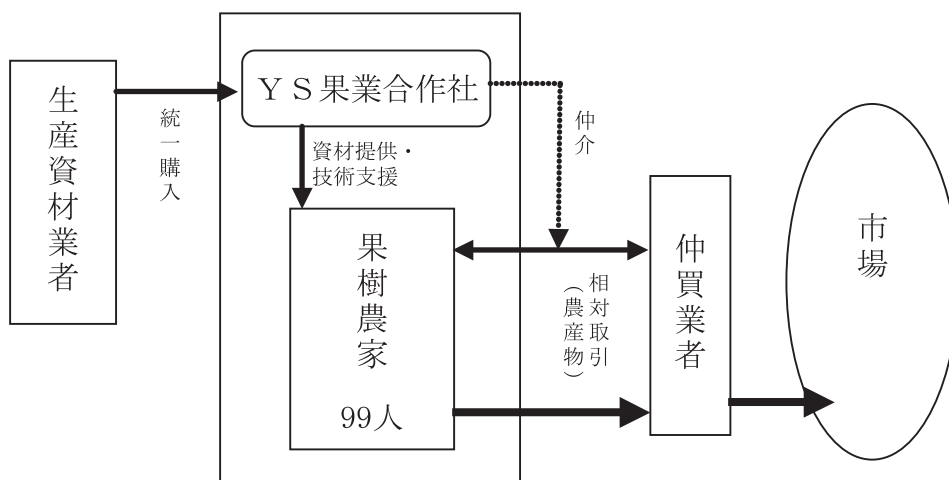
四川省自貢市榮県のY S果業合作社は、ビワの無公害農産物⁽⁴⁾としての生産販売に関する業務を主たる目的とした專業合作組織である。同合作社の社員は果樹農家99人である。会員資格としては果実栽培面積が2ムー以上であることが必要である。会費はとらない。

同合作社におけるビワ販売の方式は第2図のとおりである。生産資材は同合作社が生産資材業者から統一購入し、同合作社を通じて果樹農家に

提供している。これによって農薬、化学肥料に対する厳格な管理と基準化が可能となり、無公害農産物の生産の確保が図られている。四川省からは既に無公害農産物としての認定を受けており、同合作社独自の商標登録も申請中である。販売は同合作社が果樹農家に仲買業者を仲介し、果樹農家と仲買業者との相対取引でなされる。同合作社は販売額の3%を手数料として徴収する。箱詰めは同合作社がデザインした統一の箱で行われている。

同合作社の行う販売に関する業務は、D Z野菜協会と同様、果樹農家と仲買業者の仲介による取引の場の提供であって、自ら経済的行為を行うことはない。同合作社では、今後、ビワの販売をよりの確に行うため、仲買業者、卸売業者等を社員として加入させることも考えており、そうすれば会員同士間での取引が行われているD Z野菜協会での運営実態により近づくこととなろう。

このように、同合作社における農業共同化機能も基本的には市場補完であるということができる。ただ、D Z野菜協会では、仲買業者も会員であったため、補完的市場は協会の中に形成されていたが、同合作社では仲買業者は社員ではないため、補完的市場は合作社の外に形成されることとなる。ただし、仲買業者が同合作社の社員として加入が認められれば同合作社においても補完的市場は合作社の中に形成されることとなり、果している農業共同化機能は、D Z野菜協会と変わることはない。



第2図 Y S果業合作社の例（相対型）

相対取引における果樹農家と仲買業者の情報格差の是正については、同合作社では取引に際して技術部門の担当者が監督するなどの措置を講じているという。

ところで、同合作社では、生産資材の統一購入を行っており、購買過程での農業共同化が見られる。ここでの農業共同化の主たる機能は、まとまった量の購入による経費節減という規模の経済である。同合作社では統一購入によって3.5万円の購入費の節約ができたとしている。ただし、前述したとおり、統一購入は無公害農産物の生産のための資材管理に必要であり、果樹農家に対する技術情報の提供、技術支援といった役割をも果たしていることに留意が必要である。したがって、この統一購入の農業共同化機能は、農業技術・情報市場に関する市場補完機能も併せ有していることになる⁽⁵⁾。

以上のとおり、同合作社は、販売過程での市場補完を基本としつつ、購買過程での規模の経済、市場（情報）補完を農業共同化の機能とする專業合作組織であるということが出来る。

(3) 買取型の事例分析

1) HA白菊專業合作社連合社

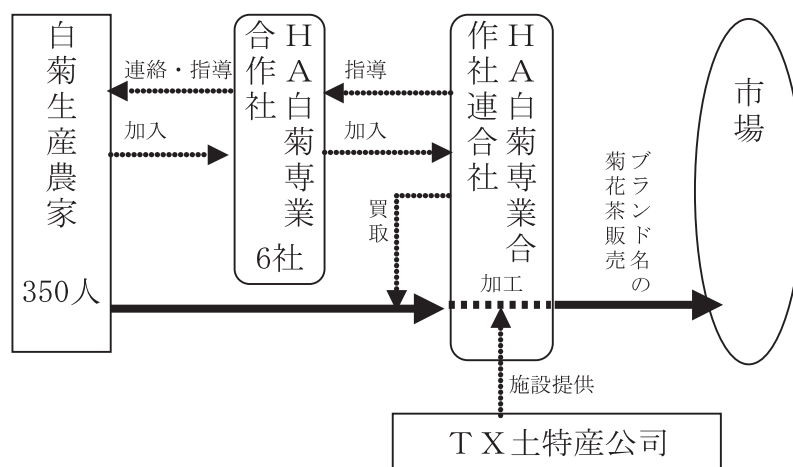
浙江省嘉興市桐郷市にあるHA白菊專業合作社連合社は、菊花茶の生産加工販売に関する業務を目的とした專業合作組織である。同連合社にはHA白菊專業合作社（以下「傘下合作社」と略称。）6社が加入しており、傘下合作社に加入している

白菊生産農家は全部で350人である。傘下合作社は白菊生産農家に連絡、指導等を行うだけの形式的なものであり、傘下合作社の職員は桐郷市の供銷合作社の職員が兼務している。同職員に対して傘下合作社から給料は払われない。

同連合社の菊花茶の加工販売の方式は第3図のとおりである。白菊生産農家は同連合社と売買契約を締結し、白菊を売り渡す。同連合社が社員農家から買い取る価格は市場価格に5%上乗せしたものである。

同連合社における加工は、TX土特産有限責任会社の施設を借りて行われている。TX土特産有限責任会社は、もと桐郷市政府の会社であったものを民営化したものである。同会社の出資金は145万元であるが、そのうち20%は桐郷市供銷合作社總社が出資し、残りは供銷合作社の職員であった23人が出資して株主となっている。同会社は、同連合社に50%の出資を行い、同連合社からは施設利用費、利益の配当等を受け取る。傘下合作社の職員が供銷合作社の職員の兼務であることからも見取れるとおり、同連合社での菊花茶の加工販売はもともと供銷合作社の主導によるものである。

同連合社が利用する施設の年間生産能力は1200トン、実生産量は800～1000トンであり、生産高は1500～2000万元である。同連合社では原料の15%を社員農家から調達し、85%を社員ではないが生産基地として契約している地区の農家（20～30%）や一般の他の農家から調達して



第3図 HA白菊專業合作社連合社の例（買取型）

いる。社員以外の農家からは、最低買入価格は決めるものの、一般的には市場価格で買い入れる。生産した菊花茶は同連合社独自のブランド名で販売され、地域特産品として好評を博している。

以上のように、同連合社の果している農業共同化機能は、白菊生産農家の経営に即して考えれば買取り先の安定した確保という市場補完である。

同時に、同連合社は多数の農家を同時に扱うことによって規模の経済を実現している。このとき、同連合社は加工販売の経済的行為を行う経営主体であり、白菊生産農家とは取引の相手方として利害の対立する存在であることには留意が必要である。同連合社の経営の観点から見れば、社員である白菊生産農家に対して同連合社に出資して社員となっているということによって一定の優遇措置をとっているものの、社員農家の一定数の確保は原料調達安定化のための農家生産のインテグレーションの一環ということになろう。実際、同連合社は、前述したとおり、TX土特産有限責任会社が50%を出資して経営を支配し、加工には同会社の施設を利用していることからわかるとおり、同会社と一体となって運営され、農家の協同組織というよりは加工企業としての性格が強い。

なお、同連合社と白菊生産農家との取引の価格差は、白菊生産農家が社員として同連合社の運営に関与し情報を得ることによってある程度の解消がなされ得ようが、現実的には上記のとおり市場価格に5%上乗せした同連合者の提示価格を受け入れるだけであり、実質的な価格交渉は行われ

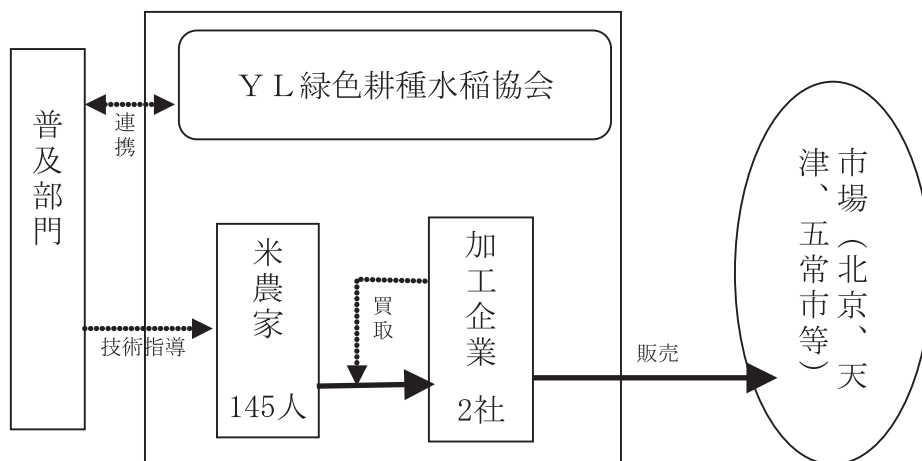
ていない。

ところで、同連合社は社員農家以外の多数の農家から白菊を買い入れており、特に社員農家に対して生産資材購入の共同化を行うというようなことはしていない。したがって、同連合社においては、購買過程での共同化という機能は見られない。

2) YL 緑色耕種水稻協会

黒竜江省佳木斯市樺川県のYL緑色耕種水稻協会は、米のA級緑色食品⁽⁶⁾としての生産販売に関する業務を主たる目的とした専業合作組織である。同協会には、米農家145人のほか、加工企業2社が会員となっている。A級緑色水稻生産規模は21,000ムー、同生産高は1,600トンである。同協会の設立は各級（県、郷）政府が緑色生産を重視していたことから、その指導によるものである。協会会員の地域は主として同県Y鎮W村であり、扱っている品種は「9031」である。

同協会の米の販売方式は第4図のとおりである。A級緑色水稻生産を行う米農家に対しては各級政府の普及部門が必要な技術指導を行う。米農家は生産した米を同じく会員である加工企業に売り渡す。加工企業が米農家から買い取る価格は市場価格である。加工企業はもともと国有食糧企業であったが、民営化されて現在では株式会社となっている。買い取って加工した米を加工企業は北京、天津、五常市等で販売しているが、A級緑色食品ということで小売価格は一般の米よりも1斤当り0.2～0.3元高い。なお、同協会の会員で



第4図 YL緑色耕種水稻協会の例（買取型）

ある加工企業は会員外の農家が生産する一般の米も扱っており、会員の米の割合は3～4割である。

以上から、米農家の経営の観点から見れば、販売過程で同協会の果している役割は、緑色食品米の安定した買取先を確保するという意味で市場補完である。一方、H A白菊專業合作社連合社と同様、加工企業は多数の農家が生産する緑色食品米を同時に扱うことによって規模の経済を実現している。また、会員同士の取引という面では相対型のD Z野菜協会と共通する面があるが、Y L緑色耕種水稻協会では米農家の販売する加工企業は原則として特定されており、加工企業による米農家のインテグレーションが形成されているという面でD Z野菜協会とは異なる。加工企業と米農家の関係は、農業産業化の典型タイプとされる「公司+農家」の形をとっている。

米農家と加工企業との取引は、加工企業が農家の庭先まで米を取りに行き、実質的に加工企業の基準で行われている。これらの加工企業はもともと国有食糧企業で、食糧の買取は公的な色彩が強かったためか、情報格差是正のための対応が同協会ですべてとられているということはないようである。

一方、米農家の生産過程においては、前述のように普及部門による技術指導がなされているが、このことは緑色水稻生産に関する情報市場の補完とみることができる。また、会員である緑色水稻生産農家がY鎮W村に集中していることは、もとより行政的な指導もあったであろうが、農薬使用

等についての外部効果を内部化する上で有効である。

以上のように、同協会は、米農家の経営の観点からは、販売過程での市場補完とともに、生産過程での情報市場補完および外部効果の内部化という機能を有した組織であり、加工企業の観点からは緑色食品米の生産のためのインテグレーションと規模の経済の実現を可能にする組織といえることができる。

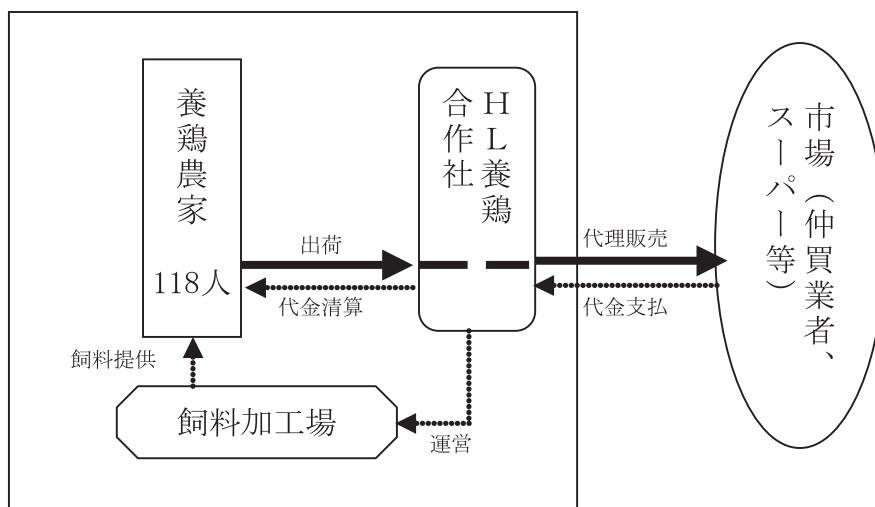
(4) 代理型の事例分析

專業合作組織の販売方式のうちで代理型は最も進んだ共同化の形態と見ることができるが、その事例は少なく、調査事例の中ではH L養鶏合作社の1事例があるのみである。

湖南省常德市桃源県にあるH L養鶏合作社は、鶏卵の生産販売に関する業務を目的とした專業合作組織である。社員数は養鶏農家118人であり、6郷鎮17村に居住している。加入資格としての飼養規模の要件はないが、一般的には最小でも2,000羽の飼養羽数があり、最大は20,000羽である。会費は年50元であり、入会費はない。

同合作社における鶏卵販売の方式は第5図のとおりである。

養鶏農家は同合作社が運営する飼料加工場から統一的に飼料の提供を受ける。この飼料加工場によって養鶏経営の安定化が図られ、均一な鶏卵の生産が確保される。飼料価格はコスト計算により合作社が決定する。飼料の原料は河北省の畜産公



第5図 H L養鶏合作社の例（代理型）

司から統一的に買い入れており、同会社からは飼料加工の技術指導も受けている。

養鶏農家が生産した鶏卵は、同会社に出荷される。取り扱う鶏卵の種類は「新鮮な卵」(1箱(360個詰)当り132元)、「土鶏の卵」(1箱(420個詰)当り160元)および「黒鶏の卵」(1箱(420個詰)当り160元)の3種類である。出荷のための格付け、箱詰めはそれぞれの農家が行う。販売先は仲買業者が中心であるが、長沙市の大型スーパーにも約10%の販売がある。仲買業者、スーパー等への販売代金は同会社に支払われ、その後、出荷農家との間で清算される。同会社はその際に出荷農家から所要の手数料を徴収する。なお、このような清算の方式が可能なのは、取り扱っている商品が十分に規格化されており、品質面でのトラブルが起こる可能性が少ないためであると考えられる。

このように、鶏卵販売は同会社が養鶏農家を代理して行うため、養鶏農家と取引相手方との取引の情報格差という問題は生じない。したがって、農家の販売過程における同会社の共同化の機能は、まず取引に関する情報市場の補完ということができよう。箱詰めのための箱を統一的に大量に生産することによって、各農家が安く入手できるという面では規模の経済が働いている。

また、購買過程においては、もともと入手が困難であった優良な飼料を農家が入手できるようにしたという点で、同会社は飼料に関する市場補完機能を果している。

(5) 專業合作組織の農業共同化機能の整理
これまでの分析結果をもとに專業合作組織の各

類型ごとに農業共同化機能を整理すれば第4表のとおりとなる。專業合作組織の農業共同化は、情報型を除く販売型においては、販売過程での共同化を本質的な目的とするが、組織の設立目的に応じて生産・購買過程で重要な共同化機能を果している組織もあるので、同表では販売過程と生産・購買過程とに分けて整理した。

情報型は特に事例分析は行わなかったが、專業技術協会の主たる業務が新品種や農業技術の普及、情報交換等であることを考慮すれば、その農業共同化機能は技術情報の市場補完であることは明らかであろう。

相対型は農産物取引の補完的市場を形成するという市場補完機能を中心的な機能とする。取引の両当事者である農家と仲買業者はそれぞれが相対で取引するが、この際には両当事者間に取引に関する情報格差が存在する。この情報格差是正のための取引情報に関する市場補完も相対型の重要な機能である。

相対型のうち、YS果業合作社の例で見られるように、無公害農産物の生産のような特殊な技術を要する場合には、專業合作組織は生産・購買過程で規模の経済や技術情報の市場補完等の機能を果している。

なお、相対型は自らが経済主体となった経済的行為を行わないため、組織の経済的基盤は多くが脆弱である。また、対象とする農産物の市場が十分に成熟し、市場制度等の流通制度が整備されれば、補完的市場を形成するという機能は、その意味を失うこととなる。

買取型は、農家の販売過程では買取先の確保という市場補完の機能を果している。また、買取型

第4表 專業合作組織の農業共同化機能

分類	販売過程	生産・購買過程	備考
情報型	-	市場補完(技術情報)	-
販売型	相対型	市場補完(取引の補完的市場の形成、取引情報の提供)	必要に応じて規模の経済(購買)、市場補完(技術情報)等 市場の未成熟または市場制度の未整備が要因
	買取型	市場補完(買取先確保)	必要に応じて市場補完(技術情報)、外部効果(緑色生産)等 買取主体(加工企業等)による原料確保のためのインテグレーションが大きな契機、買取主体の規模の経済
	代理型	市場補完(取引情報)、規模の経済(販売用資材)	必要に応じて市場補完(購買)等 商品の規格化、画一化が条件

資料：筆者作成。

においても、YL緑色耕種水稻協会のように、緑色食品の生産を目的とするような場合には、技術情報の市場補完機能を果たすとともに、外部効果を内部化するための組織としての機能を果たすことがある。

ただし、買取型は、加工企業等の買取主体が原料確保のために農家のインテグレーションを図ることが重要な契機となっている。現実的には、買取型においては、農業共同化というよりも、企業による生産のインテグレーションが直接的な形成要因となっていることも少なくないものと考えられる。

代理型は專業合作組織が農家に代わって農産物の販売を行うため、農家と取引相手方との情報格差という問題は生じない。その意味で、代理型は農家に対する取引情報の市場補完機能を完全な形で果しているものということができる。これとともに、まとまった量での取引が可能となることから販売用資材等については規模の経済が実現される。

また、HL養鶏合作社のように、組織の設立目的に応じて生産・購買過程で市場補完等の機能を果たすことがあり得る。

ただし、代理型は、商品が規格化、画一化され、販売後の農家との代金清算が容易に行えることが条件となるものと考えられ、現在では例外的存在である。

以上のとおり、專業合作組織は、第2節(2)の基本的概念に該当するものであっても、中国の現在の農村経済事情を背景にして、類型によってその農業共同化の機能を全く異にしている。ただし、これらの類型のうち、相対型と代理型は、販売面において販売先が特定されず、主として仲買業者を取引相手としているという点では比較的共通する面が多い。一方で買取型はそもそも組織の形成要因が相対型および代理型と異なっており、加工企業等の買取主体の経済的影響を十分に考慮に入れる必要があるなど、相対型および代理型とは農業共同化の機能面では共通性の少ない全く異なった類型であるということができる。

注(1) 綿谷 [20, p.1]。

(2) 筆者が調査した事例においても、生産過程の共同化

に関する業務を実施している例はなかった。

- (3) なお、和田 [19] は、生産組織の性格づけのために経営者機能の統合形態の視点を提示するが、2節(4)で述べたとおり、專業合作組織は一般的に区域の限定がない機能的な組織であり、統合形態を論ずる意味があまりないことから、ここでの分析の視点とはしない。
- (4) 中国の特別栽培農産物の一種で、栽培に当っては化学肥料および農薬の使用が制限される。2002年に農業部、国家品質監督検査検疫総局から発出された「無公害農産物管理方法」によって認定等の管理がなされている。
- (5) 和田 [19] も、普及制度等の情報利用組織は「市場補完型」として分類する。
- (6) 緑色食品は品質等の基準によってA級およびAA級に分類され、A級は無公害農産物の基準にほぼ相当し、AA級は有機食品の基準にほぼ相当するとされる。「緑色食品」製品管理暫定方法(農業部1991年5月)、「緑色食品表示管理方法」(農業部1993年1月)等の規定によって、緑色食品制度の運営管理がなされている。

5. 專業合作組織の制度的課題

(1) 法制化に関する議論

專業合作組織の法制化については、第1節(1)で述べたとおり、現在、「農民專業合作經濟組織法」の制定が全人代立法計画に組み入れられ、法制化に向けた検討が進められているものの、法制化は実現しないままとなっている。

このため、專業合作組織の法律上の地位が不明確であり、組織機構や運営管理が規範化されず、その安定的な発展の障害となっていることから、專業合作組織の法制化が急務の課題となっていることは多くの論考で指摘されている⁽¹⁾。

しかしながら、現実に專業合作組織の法制化を図る上で、具体的に何が問題となっているのかについては、これらの論考では、十分に明らかにされていない。また、徐旭初 [21] は、制度化に当たっての基本認識問題として、①專業合作組織の性質は企業か社団か、それとも両方か、②專業合作組織は生産者を主体とするのか投資者を主体とするのか、③專業合作組織は国際協同組合連盟(ICCA)の原則をどの程度遵守する必要があるのか、④法律的規制を強調するのか、それとも自主規制を強調するのか、⑤“新世代合作社”⁽²⁾は專業合作組織の必然的發展方向なのか、⑥專業合

作組織の連合を奨励するのかもしれないのか、という6点があることを指摘している。これらはいずれも立法政策的観点からの重要な論点であるが、やはり概括的で一般的な指摘にとどまっており、專業合作組織が果たしている現実的な機能を前提にして法制化の問題は具体的にどこにあるのかという分析はなされないままとなっている。

專業合作組織の法制化については、多様な現状を踏まえて各種の観点からの検討がなされているが、專業合作組織が農家の合作組織または共同組織であることは一定の前提とされ、協同組合法制による制度化が法制化に当たっての基本的な検討視点となっている。そこで、本節では、相対型、買取型および代理型の各類型について、前節で明らかにした具体的な事例の内容と農業共同化機能に即して、農家の協同組合としての法制化にどのような制度的課題があるのかを考察することとしたい。

(2) 相対型の課題

相対型の專業合作組織の特徴は、D Z野菜協会の例で言えば、成員である農家と仲買業者等に対して中立的な立場に立っていることである。農家と仲買業者等は取引の相手方として互いの利害が相反している。このため、專業合作組織は、取引に際して市場情報の提供等を行い、取引の公正性を確保するための行為は行うことができるが、農家に一方的に有利になるような意思決定を行うことはできない。したがって、利害の対立する両当事者を成員として含む專業合作組織は、公正な取引を確保するための社団としての存立は可能であっても、農家のための協同組合として制度化することは不可能ということとなる。

Y S果業合作社のように、成員に農家以外の者を含まない專業合作組織は、相対型であっても農家のための協同組合として制度化することができないわけではない。ただし、農家と仲買業者との取引に際しては、やはり中立が求められており、農家のための協同行為を行うこともない。公正な取引を確保することが主たる目的となっているという観点からすれば、成員が農家だけの專業合作組織であっても、社団として存立させることが適当であって、協同組合として制度化することは適

当ではないということになる。

D Z野菜協会およびY S果業合作社のいずれにおいても、理事は主として郷政府の幹部が占めており、組織の管理運営は行政主導で行われているが、このことは、組織の民主的運営という面での問題があることはともかく、取引の監視等の公益的、監督的業務を容易に行うことを可能としている。

以上のように、相対型は、農家と利害の対立する取引当事者を成員として含むことが少なくなく、また、販売に関する農家の協同行為の実態がなく、しかも取引の公正の確保という公益的業務を行うことを主たる目的としていることから、本来、社団としての性格になじむものであり、これを一律に協同組合として取り込んでいくには協同組合としての成熟が不十分なため、時期尚早の感があるのである。

(3) 買取型の課題

買取型の專業合作組織は、組織の運営が買取主体の大きな影響下にあることをその特色とする。買取型においても、買取主体と農家との取引上の利害が相反しているが、專業合作組織の意思決定においては、買取主体の意思が事実上優先し、農家の意向が十分に反映されるものとはなっていない。

H A白菊專業合作社連合社においては、前述したとおり、T Y土特産有限責任会社が50%を出資して経営を支配しており、実質的な意思決定は同公司によってなされている。農家は傘下合作社を通じて同連合社に出資するが、農家の意向が同連合社の意思決定に反映する仕組みとはなっていない。このことは、傘下合作社の職員が供銷合作社の職員の兼務であって、傘下合作社は実質的に連合社の指導や指示を農家に伝える役割しか果たしていないことからもうかがえよう。このように、同連合社の運営は、出資額の過半を占める出資者は誰かということによって規定されているのであって、一人一票という協同組合原則は現実には採用されていない。

Y L綠色耕種水稻協会では、加工企業が中心的な経済主体であることから、加工企業の影響力が強い。加工企業のうちの一社は、農家と契約して

6 haの水田で特別の肥料を用いて品質向上のための試行的実施を行うなど、ブランド化を進めるためにインテグレーションの強化を図っている。加工企業は個々の農家とは直接の資本的関係がない独立した経済主体であり、もちろん取引の相手方としては農家と利害が反している。現在、同協会の運営でこのことが表面化しないのは、同協会が行政主導で運営されていることにもよるのではないかと考えられる。

同協会は、利害の対立する両当事者を成員として含み、その利害調整は多数決にはなじまないことから、同協会を協同組合として発展させることは実態として難しいということになる。なお、加工企業を協同組合の成員からはずし、協同組合は農家だけで構成するものとして、すなわち“加工企業+協同組合+農家（公司+合作社+農家）”⁽³⁾の形にすれば、このような制度的矛盾は形式的には解消される。ただし、この場合でも、経済的実態からすれば、協同組合の主たる機能は、加工企業によるインテグレーションのための一組織として、加工企業と農家との間の連絡や農家のとりまとめを行うだけで、協同組合としてどれだけの発展性があるのかは疑問である⁽⁴⁾。なお、現在の專業合作組織の法制化の検討では、專業合作組織に企業からの出資を認めることも検討されているが、もし“加工企業+協同組合+農家”の形で協同組合に加工企業からの出資が認められるのであれば、加工企業による協同組合に対する支配力が強まり、インテグレーションがより強化されることが考えられる。

以上のように、買取型は、経済実態としては買取主体によるインテグレーションの枠の中にあるため、專業合作組織の運営も買取主体によって左右されることとなる。現実の專業合作組織の設立は、インテグレーションを必要とする企業主導で行われることが多いであろう。このため、農家のための協同組合としてどこまで自主的な協同行為を行うことができるのかは疑問であり、また、インテグレーションの枠を越えた自主的な協同組合としての発展についても一定の限界があるものと考えられる。

買取型では、農家にとって、買取主体との農産物生産買付契約の安定および公正性の確保が最も

重要な課題であるが、買取主体の強い経済的影響下にある現状では、專業合作組織を協同組合として制度化してもこの課題を適切に処理できるようになるわけではない。それよりも、中立的な立場から契約締結の指導、監視等を行う社団としての形態のほうが現状では適当な場合が多いと考えられる。

(4) 代理型の課題

代理型は、協同組合法制には最もなじむ形態であって、これをそのまま協同組合として制度化しても関係者間の利害調整で大きな問題が生じることはないと考えられる。ただし、代理型は、專業合作組織の類型としては、中国農村の現状からすればまだまだ例外的なものであり、代理型を基準に專業合作組織の法制化のあり方を考えることは現実的な適用可能性の面からも適当ではない。專業合作組織の法制化は、やはり、相対型および買取型の專業合作組織をどのように健全に発展させるかという観点から検討されるべきである。

(5) 專業合作組織の制度的課題に関する整理

專業合作組織の制度的課題について、以上の議論を整理すれば第5表のようになる。

相対型は、現在の組織および機能を前提とすれば、公正で中立的な業務の実施が可能な社団の組織形態をとることが適正である。農家のための協同組合として制度化すれば、農家と仲買業者等との利害調整が困難となり、現在果しているような機能を果し得なくなる。市場がまだ十分に発達していない中国農村において、專業合作組織が市場補完のために有効に機能していることを考慮すれば、制度化のためにそうした機能を犠牲にすることは現実的ではない。

買取型は、H A白菊專業合作社連合社のように專業合作組織が買取主体である場合には、出資者が実質的に支配する公司としての運営がなされている。また、Y L綠色耕種水稻協会のように農家と買取主体（企業）とが專業合作組織の成員として含まれる場合には、相対型と同様、公正で中立的な業務実施を図るため、社団の組織形態が適当である。

なお、買取型の專業合作組織の設立は、公司

第5表 專業合作組織の制度的課題

分類	適正な組織形態	制度化の際の課題	備考
相対型	社団	農家と仲買業者等との利害調整。	制度化のために市場補完機能を犠牲にすることは非現実的。
買取型	公司 社団	買取主体の経済的地位の優越性の扱い。農家と買取主体との利害調整。	農家の組織化は買取主体によるインテグレーションの一環であり、組織的發展に限界。農業産業化の優先。
代理型	協同組合	特になし。	—

資料：筆者作成。

(企業)による原料生産のインテグレーションを契機とすることが多いため、公司(企業)の経済的優越性をどのように扱うかが制度化に当たって大きな課題となる。公司(企業)の経済的優越性を肯定する立場からすれば專業合作組織に公司(企業)の出資を認め、出資に応じた議決権を与えるということになる。この場合、公司(企業)が出資対象である專業合作組織を買取主体として実質的に公司としての運営をさせればH A白菊專業合作社連合社のような運営形態となる。また、專業合作組織を主としてインテグレーションのための農家とりまとめ組織として位置付ければ“公司+合作社+農家”の形態となるが、いずれにおいても專業合作組織は公司(企業)の支配下で運営されることとなる。

農家の利益を重視する立場からすれば、專業合作組織には原則として公司(企業)の出資を認めず一人一票の協同組合原則をできるだけ貫徹させるということになるだろうが、その場合でも当該專業合作組織が公司(企業)のインテグレーションの一環として設立されるものである限り、実質的には公司(企業)の強い影響下に置かれるため、自主的な發展は困難である。專業合作組織が自主性を強め、公司(企業)の影響下から離脱するような動きは、竜頭企業等の経済的活動を支援して農業産業化を積極的に進めようとする現在の中国農村の実情からすれば考えにくい。

このように、買取型において、專業合作組織の設立目的、運営等がインテグレーションの形成主体である公司(企業)によって左右される場合には、農家の自主的な共同組織としての実質は乏しく、協同組合としての發展には限界がある。

代理型は、すでに農家の協同組合としての実質

を備えているので、制度化に当たって障害となるような課題は考えられず、法制度の整備によって適正な制度化がなされるべきであろう。

以上のとおり、現在の中国の專業合作組織の多数を占める相対型および買取型は、現状からすればそのとるべき組織形態は社団または公司であって協同組合ではなく、また協同組合として制度化しようとしても直ちには解決が困難な本質的な課題があることが明らかとなった。

これらの課題は、基本的に、市場の未整備・未発達、積極的な農業産業化政策等、現在の中国農村経済をめぐる事情によってもたらされている。したがって、これらの課題の解決には、まずこうした農村経済をめぐる事情の改善が図られねばならない。換言すれば、現在の中国農村経済の現状では、專業合作組織を協同組合として制度化するための経済的条件が十分に整っておらず、したがって專業合作組織は協同組合としての制度化を受け入れられるような内実を備えるに至っていないということである。

代理型のみは、こうした条件を満たしていると考えられるが、前述のとおり代理型は中国農村では特殊な条件のもとでの例外的存在であると考えられ、実例も少なく、これを一般化することは適当ではない。

專業合作組織の法制化については、各種の問題があつて、予想したように進捗していないことは周知のとおりであるが、最も基本的な問題は、現在の專業合作組織が法制化を可能とするような成熟した組織になっていないということである。組織を成熟させるためには、そのための経済的諸条件の整備が前提とされるが、そうしたことを短期間で行うことは困難である。すなわち、專業合作

組織の法制化は、現状では、理念に現実が十分に追いついて来ないという印象が強いのである。

注(1) たとえば陳莉〔2〕、周建華、傅晨〔31〕等。

(2) 同論文では、“新世代合作社”は、社員資格の限定、投資および取引額に比例した持株、付加価値の追求、株取引の可能等の特色を有するとしている。

(3) 李瑞芬〔15, p.20〕は、“公司+合作社+農家”を産業化経営の整備された組織形式として位置付けている。

(4) たとえば、北京市のYZ食品有限公司は、加工原料生産のインテグレーションの一環として、北京市懷柔区C郷に3,000ムーのサツマイモ生産基地を建設し、800戸の農家と生産買付契約を締結しているが、その際に同会社は同地区に契約農家を構成員とする栽培協会を設立し、同協会を通じて作付面積、品質、価格(最低買取価格)、買付量等を定めるとともに必要な指導を行うこととしている(2005年11月18日訪問)。買取型の場合、協同組合の機能も、現実的にはこの栽培協会と同様のものになるのではないかと考えられる。

6. おわりに

本稿では、以上のとおり、專業合作組織について、まず、その形成経緯の特徴、基本的概念の明確化、組織形式・名称の現状等に関して整理、検討し、その結果を踏まえ、農家主体性、市場対応性、専門性、共同性、地区性および組織形式に関して中国の他の農村合作經濟組織との相対的な比較を行い、中国の農村合作經濟組織における專業合作組織の特色と位置付けを明確にした。專業合作組織は、他の農村合作經濟組織との比較では、農家主体的で共同的な組織であり、市場対応性、専門性が強く地区性の弱い機能的組織であり、各地の事情に応じて組織形式は多様である。

その上で、本稿の研究課題に即して、第1表に掲げた事例の調査結果に基づく研究を行い、

①專業合作組織は、共同化の内容等を適切に分析する観点から、大きく情報型と販売型に分類され、販売型はさらに販売方式に応じて相対型、買取型および代理型の3類型に細分化されること、

②專業合作組織の農業共同化機能について、

i) 相対型は、農家と仲買業者の両当事者に農産物取引の場を提供し、補完的市場を形成するという市場補完機能を中心的機能とすること、

また、併せて、両当事者間の情報格差を是正するための取引情報に関する市場補完機能を有していること、

ii) 買取型は、農家の農産物販売の観点からすれば買取先の確保という市場補完機能を有しているが、現実的には企業による生産のインテグレーションが組織形成の重要な要因となっていること、

iii) 代理型は、農家に対する取引情報の市場補完機能を完全な形で果たすとともに、一定の規模の経済を実現するが、現在ではまだ例外的存在と考えられること、

③專業合作組織の制度的課題について、

i) 相対型は、現在の組織および機能を前提とすれば、公正で中立的に農家と仲買業者との利害調整を行うことができる社団の組織形態が適当であり、協同組合としての制度化には課題を有していること、

ii) 買取型には、出資者の支配下で專業合作組織が買取主体となり実質的に会社として運用されているものや、農家と買取主体とを成員として含み社団の組織形態が適当なもの等があるが、いずれにしても、專業合作組織がインテグレーションの形成主体である公司(企業)によって支配されている場合には、農家の自主的共通組織としての実質には乏しく、協同組合としての発展には限界があること

iii) 代理型は、協同組合としての実質をすでに備えており、制度化に当たっての大きな課題は考えられないこと

等を明らかにした。

これらを通じて、中国の專業合作組織が、中国農村經濟の実情を反映して、我が国とは全く異なる方式で各種の農業共同化機能を果たしており、また、專業合作組織を直ちに協同組合として法制化することには困難な課題が多い事情が明らかになったと考える。

ただし、これらの研究結果は、第1節(4)で述べたとおり、第1表の調査事例に基づいた限定された範囲内のものであり、これらの研究結果が他の專業合作組織にも一般的に適用できるような一般性を有しているかどうかはさらなる実証的研究が必要であろう。

また、販売方式による分類については、中国における農産物の販売、流通、市場制度との実態と併せ考察することによって、その存在意義、条件等をより明確にしていくことが可能になるものと考ええる。

これらについては、今後の課題としたい。

〔参考・引用文献〕

- 〔1〕青柳齊（2002）『中国農村合作社の改革—供銷社の展開過程—』日本経済評論社
- 〔2〕陳莉（2003）「談農村合作經濟組織立法」『南方農村（広東省農業管理幹部学院）』2003.4, p.17～20
- 〔3〕陳昭玖, 周波, 鄧賢貴, 劉濱（2005）「發展我国農産品行業協會的政策研究」『農業經濟問題（中国農業經濟学会）』2005.5, p.49～52
- 〔4〕呉立山（1993）「零細經營の補完と集團組織—中日両国における農業組織化の展開と比較」『協同組合奨励研究報告第十九輯（全国農業協同組合中央会）』p.251～319
- 〔5〕郭海霞, 任大鵬（2005）「農民專業合作經濟組織立法若干問題研究」『農業經濟（遼寧省農業經濟学会）』2005.3, p.39～41
- 〔6〕郭紅東, 錢崔紅（2004）「發展新型農民專業合作經濟組織：農戶的意願和需求—对浙江省164個農戶的調查与分析」『農業經濟（遼寧省農業經濟学会）』p.34～36
- 〔7〕今村奈良臣, 張安明, 小田切徳美（2004）『中国近郊農村の發展戰略』農山漁村文化協會
- 〔8〕河原昌一郎（2005）「中国における農村金融の展開と農村信用社の組織的性格（上, 下）」『農林水産政策研究』No.8 (p.1～31), No.9 (p.1～32)
- 〔9〕黑竜江省農經管理總站（2004）「以農民專業協會为主体形式加快發展農民專業合作經濟組織」『農村經營管理(中国農村合作經濟管理学会)』2004.3, p.38～40
- 〔10〕孔祥智, 郭艷芹（2006）「現階段農民合作經濟組織的基本狀況, 組織管理及政府作用—23省農民合作經濟組織調查報告」『農業經濟問題（中国農業經濟学会）』2006.1, p.54～59
- 〔11〕黒河功（2000）「中国農村合作組織に関する一考察」『北海道大学農經論叢』Vol.56, p.127～138
- 〔12〕黒河功, 朴紅, 坂下明彦（2001）「中国沿海部における農業合作社の展開と類型—江蘇省高郵市を対象として」『北海道大学農經論叢』Vol.57, p.99～108
- 〔13〕冷曉明, 王鉄生, 葉英斌編著『農業産業化概論』中国農業出版社
- 〔14〕李長健（2005）「論農民權益的經濟法保護」『中国法学（中国法学会）』2005.3, p.120～134
- 〔15〕李瑞芬（2004）『中国農民專業合作經濟組織的實踐与發展』中国農業出版社
- 〔16〕柳曉陽（2005）「農村專業合作社機制与職能轉型初探」『農業經濟問題（中国農業經濟学会）』2005.9, p.10～12
- 〔17〕梅徳平（2005）「農民專業合作經濟組織培育中的政府職能」『江漢論壇（湖北省社会科学院）』2005.8, p.16～19
- 〔18〕太田原高明, 朴紅（2001）『リポート中国の農協』家の光協會
- 〔19〕和田照男（1980）「農業生産組織の企業形態論的分析方法」『農業經營研究』第17卷第1号, p.5～15
- 〔20〕綿谷尙夫（1979）『農業生産組織論 綿谷尙夫著作集第三卷』農林統計協會
- 〔21〕徐旭初（2005）「農民專業合作組織立法的制度導向辨析—以〈浙江省農民專業合作社条例〉為例」『中国農村經濟（中国社会科学院）』2005.6, p.19～24
- 〔22〕闫克慶主編（1998）『中国改革開放20年叢書 中国商品流通体制改革20年』中州古籍出版社
- 〔23〕楊惠芳（2005）「嘉興市農村專業合作經濟組織的實踐与思考」『農業經濟問題（中国農業經濟学会）』2005.3, p.67～69
- 〔24〕尤慶国, 林万龍（2005）「農村專業合作經濟組織的運行機制分析与政策影響評価」『農業經濟問題（中国農業經濟学会）』2005.9, p.4～9
- 〔25〕尤小文（2005）『農戶經濟組織研究』湖南人民出版社
- 〔26〕苑鵬（2001）「中国農村市場化進程中的農民合作組織研究」『中国社会科学（中国社会科学雜誌社）』2001.6, p.63～73
- 〔27〕張宝華, 何啓生, 劉友洪編著（2005）『農村新型合作經濟組織發展實務』中国農業出版社

- [28] 張雨 (2002) 「農民專業合作經濟組織利益機制的探討」『農村合作經濟經營管理 (農業部農村經濟研究中心)』2002.7, p.4 ~ 6
- [29] 趙凱 (2004) 『中国農業經濟合作組織』中国農業出版社
- [30] 中共四川省委農村工作領導小組弁公室 (2003) 『發展農村專業合作經濟組織知識讀本』中共四川省委農村工作領導小組弁公室
- [31] 周建華, 傅晨 (2005) 「農民專業合作經濟組織立法滯后的原因及对策」『華南農業大學學報』2005. No.3 (Vol.4), p.20 ~ 25

A Study on Chinese Rural Professional Economic Corporations — Their Functions in Agricultural Cooperation and Problems in Legislation —

Shoichiro KAWAHARA

Summary

Chinese rural professional economic corporations (“professional corporations”) have been built and developed with various forms in each district, responding to needs of introduction of new crops and so on, since the reform and open policies began.

This study first classified professional corporations mainly from the viewpoint of styles for sale, based on results of field surveys, thereafter analyzed and clarified their functions in agricultural cooperation and problems in legislation.

The main function of many professional corporations is “the market complementary function”, which provides both farmers and brokers with places for trades of agricultural products and forms complementary markets. And in not a few cases, integrating farmers' production by processing enterprises and such is an important factor to build professional corporations. Meanwhile, few professional corporations act for farmers to sell agricultural products.

As things stand, professional corporations have many elements which are not compatible with the system of co-operatives. For example, brokers, enterprises and such whose interests are contrary to farmers are also members of professional corporations. It can be said that many difficult problems are lying in the way of legislating professional corporations as co-operatives.